

令和3年11月26日

【事務局】 では、会議を始めさせていただきに当たりまして、事務局より Teams を利用したオンライン会議の進行について、幾つか御案内をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行の関係上、マイクは基本的にオフにしてください。マイクのオン・オフは画面右上の「マイク」アイコンをクリックすることで操作できます。

発言を行う場合は、画面右上にある「挙手ボタン」を押していただき、指名された後にマイクをオンにして発言ください。マイクのオン・オフは発言者各自の操作となりますので、御協力をお願いいたします。また、発言が終了したときには、マイクのオフ、挙手ボタンのオフ、両方をしていただくようお願いいたします。

全体チャット機能は、今回の会議では使用できません。何らかの不具合・不都合が生じた場合の連絡や事務的な質問等のため、事務局に個別に連絡が必要な場合は、事前に御案内した事務局の Teams アカウント、又はメールアドレスまで個別に御連絡をください。事務局では会議中、いずれも常時確認をしております。

続きまして、傍聴されている皆様への御案内です。傍聴の方は、円滑な議事進行を行うため、会議中マイクをオンにすることができない設定となっておりますので、あらかじめ御了承ください。会議資料は、会議中は説明に沿って画面に表示されますので、画面にて資料を閲覧してください。なお、会議資料は、会議終了後に国土交通省ホームページに掲載されます。

現時点で会議進行について御不明な点がございましたら御質問をお願いいたします。

【事務局】 それでは、第29回社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局を務めさせていただきます、〇〇でございます。よろしくをお願いいたします。

本部会につきましては、報道関係者の皆様のみ公開、傍聴可となっております。傍聴者は、オンライン会議上の「出席者グループ」として会議に参加されております。

傍聴者の皆様におかれましては、写真、動画の撮影・録画、録音等の本部会の記録は御

遠慮いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

本部会の議事録は、事務局で取りまとめの上、委員の皆様にご確認いただいた後、委員のお名前を伏せた形で、後日、国土交通省のホームページにおいて公開いたしますので、御承知おきください。

次に、資料の確認をさせていただきます。本日の会議資料は、現在画面に表示しております「配布資料一覧」にお示ししているとおりです。資料に不都合等ございましたら、メール等にて事務局まで御連絡ください。

続きまして、定足数の確認をさせていただきます。本日は、部会に所属する委員及び臨時委員の10名のうち9名の方、3分の1以上の御出席となっております。社会資本整備審議会令第9条により、本部会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日は〇〇、〇〇におかれましては、御所用のため欠席との御連絡をいただいております。また、今回、〇〇の了承の下、委員以外の方として、〇〇、並びに〇〇に御出席いただいております。

それでは、以後の進行につきまして、〇〇に進めていただきます。〇〇、よろしくお願いいたします。

【委員】 〇〇でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従って進めてまいりたいと思います。「議事」の(1)「共同住宅における屋外階段崩落事故」について、まず、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 〇〇でございます。資料1について、説明させていただきます。

資料1は、共同住宅における屋外階段崩落事故に関する再発防止策についてでございます。

1ページ目でございます。まずは事故物件及び同じ施工業者等が関与した物件の概要、それから現状について御説明したいと思います。

4月17日に、八王子市内の共同住宅におきまして、屋外階段が崩落し、住民の方が亡くなるという痛ましい事故が発生いたしました。この事故を受けまして、同様の事故の発生を防止すべく、国土交通省から東京都及び神奈川県に対して、本事案の施工業者等が施工した他の共同住宅を洗い出し、その屋外階段について現地調査を実施するよう要請をいたしました。

その結果、各都県の特定行政庁から5月末までに241件の現地調査を実施したという形で報告を受けてございます。また、うち6件につきましては、外観上、劣化等の危険が

見られたため、所有者等に応急の安全対策を進めるよう指導いただいているところでございます。

その後、6月1日に調査結果のプレス公表いたしました。併せて、東京都及び神奈川県に対して通知し、所有者等に対して建築士等による詳細調査、それから、屋外階段の改修計画の提出及び改修の実施、改修の完了までの間、当該屋外階段の定期的な点検及び特定行政庁への報告を求めたものでございます。

対象は、当初は213件という発表をしてございましたが、その後、町田市で新たに1件が判明いたしまして、214件ということになってございます。

今回の事故の事案でございます。2ページ目、左側でございますが、青い色を塗ってあるところが鉄骨造の階段でございます。その下のところに、茶色く色づけしているところが木造の部分ということになっておりまして、この木の部分の腐朽によって、青い鉄骨造の階段が落下したとみられています。

ちなみに事故事案ではございませんが、同じ施工業者等が施工した共同住宅で同様の劣化状況が見られたものがございます。2ページ目、右側の写真でございますが、階段の踊り場の裏側ですとか階段周り的大梁、それから踏み板、こういったものが腐朽しているという状況が見受けられております。

続きまして、3ページ目でございます。214件についての現状でございます。214件のうち37件につきましては、行政庁が改めて安全性に問題がないことを確認したものの、それから解体されたもの、さらに既に改修が済んでいるものでございます。残りの177件につきましては、点検を定期的に行うよう指導したものの、また、改修について計画中のものなどとなっております。

次の4ページ目からが、今回の屋外階段崩落事故に関する課題と再発防止策となっております。設計段階、工事段階、それから維持管理の段階、この3段階に分けて、現状の課題と対応策についてここで御説明してございます。

まず、1番の設計段階でございます。これまで、建築確認の図書の中で、屋外階段については明確な内容が定められていないという状況がございました。このため、対応といたしましては、木造の屋外階段をつくる場合には、確認申請時の図書に構造ですとか防腐措置の明示を求めるということで、例えばどういう場所に木を使うのか、そしてどういう防腐措置をするのかというのを明示いただくということにしたいと考えております。これは施行規則の改正を伴うものでございます。

それから、防腐措置につきまして、どういう防腐措置にすればいいのかということについて、防腐措置やその支持方法についてのガイドラインを作成し、周知することとさせていただきます。現在、建築研究所など専門家による委員会を設置して、取りまとめの作業を行ってございます。後ほど少し詳しく御説明したいと思います。

次に、2番目の工事の段階でございます。今回の屋外階段の関係ですけれども、工事の際の工事監理につきまして、チェックすべき内容が明確になっていないのではないかということで、対応といたしましては、まず1つ目のポツですが、工事の完了検査の際に提出する工事監理状況の報告様式というものがございます。この工事監理状況の報告につきまして、屋外階段があるのであれば木造部分の有無ですとか、防腐措置の設計図書との照合の内容、方法、その照合の結果などを記載いただくよう、これも施行規則の改正になりますけれども、こういったものを明示していただくことにしたいと考えております。

それから、対応の2つ目のポツですが、工事監理のガイドラインというものが、既にございます。これを追補するものとして、賃貸共同住宅に関するガイドラインがございしますが、このガイドラインに木造の屋外階段を設置する場合の監理の方法、設計図書との照合方法といったものの留意点を追記したいと考えております。

それから、対応の3つ目のポツですが、屋外階段は通常鉄骨造のものが多くございます。屋外階段が鉄骨造の場合には、通常被覆されるというのはあまり多くないと聞いてございますが、屋外階段が木造の場合には、何らかの形で被覆されている可能性があります。このため、こういった屋外階段が被覆されている場合には、仮に設計図書等で鉄骨と書いてあっても、木が使われている可能性があるということに注意して完了検査を行っていただくよう、確認検査機関等に注意喚起をしたいと考えております。ここまでが工事の段階での対応でございます。

次に、3つ目の維持管理の段階でございます。維持管理は、所有者自身が管理いただくということを前提に、より詳しく管理をするという形で、特定行政庁に対して定期的に報告をするという制度もございます。

対応の1点目といたしまして、まずは国において、所有者等の維持保全の指針というものを定めてございます。これにつきまして、木造屋外階段を設置している場合には、こういった維持管理をしてくださいという留意事項を定めて、適切な管理を促したいと考えております。

さらに、2点目として、特定行政庁への報告ということを行います定期調査報告制度に

つきまして、木造屋外階段の調査基準というものを明示した上で、共同住宅については特定行政庁が指定することになりますが、特定行政庁に対して定期調査報告対象への追加を促してまいりたいと考えております。

最後、その他でございますが、監督処分を受けるなど問題のある施工業者につきまして、建築行政部局、それから建設業の許可部局との間で、情報共有をして例えばパトロールですとか、是正指導等の中で、少し注意喚起をしていくということも必要ではないかということで、情報共有など連携いただくようお願いするとともに、工事監理者向けの通報窓口ですとか、建設業法違反に関する通報窓口について、改めて周知してまいりたいと考えております。

御説明した中の設計段階、工事段階、維持管理の段階につきまして、それぞれプロセスに落とし込みまして、表したのが次の5ページ目でございます。説明は今御説明した内容と同じですので割愛いたしますが、設計段階、工事段階、それから、維持管理の段階という形でそれぞれに対策を講じることとしてございます。

6ページ目でございますが、設計段階の内容について少し詳しく説明したいと思っております。確認申請時の提出図書につきまして、現状は、直通階段ということも書いてございますが、必ずしも階段について詳細の確認図書は明示されておられません。このため今回の見直し方針としまして、図面等において木造とする場合の部位、それから、防腐措置の具体的な仕様、こういったものを明示するよう求めてまいりたいと考えております。

それから、その下、防腐措置等のガイドラインでございます。現在、専門家による検討体制をつくりまして、検討いただいているところでございます。基本的な考えといたしましては、＜有効な防腐措置等＞というところを書いてございます。まずは設置環境、例えば湿気ですとか日当たり、風通し、こういったものが十分確保できるようなところに造ることを検討いただくこと。その上で、木材に水が浸入しないような防水処理をしていただく。耐久性確保ということで例えば接合部、こういったものは特に弱い部分でございますので、きちっと薬剤処理をしていただく。さらに適切な支持方法ということで、今回のような例えば鉄骨を木造部分で支えるということがないよう、きちんとした支持をしていただくということをまず基本に考えたいと思っております。その上で、できるだけ雨がからないように屋根をつけるですとか腰壁をつける、それから、水分がたまらないような水はけがよくなるような措置をする。さらに、定期的な点検を容易に行えるような構造にする、こういったことも推奨してまいりたいと考えております。

次の7ページ目は、今御説明した内容を写真若しくは図等で表したものでございます。上段側が少なくともこういうことをやってくださいということで、防水処理、耐久性確保、それから適切な支持方法、こういったものを少なくともやっていただく。

下段側は可能な限りこういったことも配慮してくださいということで、雨がかり低減ですとか滞留防止、点検が行える構造というものをこのガイドラインの中で位置づけていく予定でございます。

次の8ページ目は、工事段階でございます。①が工事監理状況の報告様式、これは完了検査を申請する際に添付していただくものでございますが、この完了検査申請書の具体的には第四面というものがこの工事監理状況の報告様式になってございます。この中に木造屋外階段の有無、屋外階段、木造の部分があるのであれば材料の種類ですとか構造、防腐措置の施工状況、こういったものを記載いただくということで施行規則の改正を予定してございます。

それから、②が「賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドライン」、これは工事監理をどういう方法でやりましょうというガイドラインとして既存のものがございますが、これに追記する形で、木造部分の確認方法等を今回追記する予定としてございます。

次の9ページ目は、維持管理の段階です。維持管理は、建築基準法第8条では、所有者、管理者は自分できちんと管理をしてくださいというものと、建築基準法第12条では定期的に調査をした上で、特定行政庁に報告をしてくださいという、2つの制度がございます。

まず、建築基準法第8条の所有者等自身による適切な維持管理につきましては、維持保全指針というものが告示でございますので、この中に木造の屋外階段を対象とした内容を追加で定めたいと考えております。

それから建築基準法第12条の関係、定期調査報告制度でございますが、現行において、国が全国一律に指定する範囲では、共同住宅につきましては高齢者向け住宅等に限定されてございますが、特定行政庁が指定する範囲では、共同住宅を追加で指定できますので、木造の共同住宅を追加いただくよう検討を要請したいと考えてございます。

併せまして、この定期調査報告制度における調査基準につきましても、木造の屋外階段に即した調査方法、判定基準を追加したいと考えております。こちらは告示の改正という形になります。

10ページ目は関係条文でございますので、説明は割愛いたします。

それから、参考資料1には、今回の省令・告示改正等のスケジュールを記載してござい

ます。一部パブリックコメント等が必要なものもございますので、こういったものを措置した上で、年明け、1月中旬を目途に公布の上、準備期間を経て順次施行してまいりたいと考えております。

それから、参考資料2には屋外階段の防腐措置等ガイドライン、どういう防腐措置をすればいいのかというガイドラインを添付してございます。現在専門家のグループの中で最終調整中でございますので、現状の案という形で提示させていただいてございます。

それから、同様に参考資料3では、「賃貸共同住宅に係る工事監理ガイドライン」の改正文案として、追記部分を赤字で記載した形で、御紹介させていただいておりますので、参考として添付させていただいております。よろしくお願いたします。

【委員】 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御意見、御質問があれば、発言をお願いしたいと思います。最初に御説明あったように、手を挙げるという機能を使って手を挙げていただければと思いますが、いかがでしょうか。

事故後の報告と、それに対する再発防止策案として対応をどのように考えるかということで、制度改正や図書上に丁寧に書くといった方針を御説明いただいたので、ぜひ御意見もいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇〇から手が挙がったようですので、〇〇、お願いたします。

【委員】 〇〇です。いろいろな手当てをすることということで、そこはよろしいかと思いますが、幾つかに関わっている身として感じているのは、事故はいつもそうですけど、事故が起きた物件には何か問題があって、そのためにつくられる制度というのが、結局、事故を起こすような人にはあまり届かずに、いつも真面目にやっている人がより大変になるという状況が今回も少し起きそうな気がしています。少し心配な事故ではあったので、そこを強化すること自体は悪くないと思うんですけど、普通の人の方が厳しくなるのはつらい。だけど、本当に事故を起こした人は無視されるというところのギャップを何とか埋めて、本当に効果のある対策につながるように運用をうまく考えるというところが大事なかなと思って聞いておりました。コメントです。以上です。

【委員】 ありがとうございます。大変本質的な、ただ大変難しい課題の御意見でしたけれども、大変もったいな御意見だと思いますので、今後の対応についてよろしくお願したいと思います。ほかの委員の方々はいかがでしょう。〇〇、お願いたします。

【委員】 質問めいた話で申し訳ないですが、ここで言っている防腐措置をしっかりとやれば、木造の屋外階段は全く問題ないかどうか、逆に言うと、それをやることによって、

完璧にやっつてどのぐらいもつのかが気になっているのが1点。それからもう1点は仮にもつとしても、完璧にやったときのもち方と完璧じゃないときはどうなのか。完璧でないものってどうやって完璧にできるのか、確認できるのかみたいな話になると思いますけれども、ちょっと教えていただけるとありがたい。

【委員】 ありがとうございます。これはどなたがお答えいただけるでしょうか。

【事務局】 ○○です。先ほどの○○のコメントとも併せてお話しさせていただきます。今回の対策案につきましては、先ほど御説明させていただきましたけれども、必ずやっていただくことと推奨的にやっていただくことと組み合わせていただいています。最低限守っていただきたいこと、あるいは、どういう設計になっているかということ、きちんと工事監理されているかということは最低限チェックが必要かと思いましたが、そういうところはきちんとやるということ。ある程度対象を、ターゲットを絞って木造部分があるような屋外階段に絞ってやるということで考えたいと思っておりますので、対象をできるだけ絞りつつ、その規制的な措置も組み合わせてきちんとやるということで考えたいと思っています。

それから、○○から御質問がありました。○○のほうから後ほど補足があればお願いしたいと思いますが、相当きちんと対策、防水層なんかもきちんとして、木材の防腐処理なんかもきちんとやれば、かなり長期間もつというふうには聞いております。先ほどの話とも重なりますけれども、そういった措置をきちんとやっていただいているかどうかということは、工事監理状況を完了検査時にきちんとチェックしていくということ。それから、できれば管理段階でも、その所有者等にきちんと見ていただいて、修理あるいは交換等が必要であれば対応していただくということで、考えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。

【委員】 ○○の御質問に私からもコメントしたいと思うんですけれども、私自身の経験から言っても、木造で例えば1階の屋根をバルコニーにするということは、30年前だと絶対にやめたほうがいいと、私自身は絶対しなかったわけですが、現在、大変防水の技術が進んできておりますから、割にそういう木造で屋上をバルコニー的に使うということは、かなり一般的に行われるようになってきているのだと思います。そういうものの耐久性に関しては、しっかりと設計されて施工されていけば問題ないと私は思っております。

ただ、このことも最初に○○が言われたように、真面目にやっているところは全然問題

ないのだけれども、かなりそういう設計で怪しげなことをしてしまうと、やっぱり危険です。すねということになると思います。防水に関しては補償で、今は瑕疵とはいわないのかもしれませんが、縛られているので心配はないと思うのですけれども、屋外階段は今までそういう検討の対象外だったのでということで、今回のような手当てをしたいということかと思えます。

〇〇、そういうことでよろしいでしょうか。

【委員】 ありがとうございます。了解しました。

【事務局】 重ねて補足しますと、〇〇です。かなりきちんとやっていただくということが前提になりますので、その点は十分注意喚起したいと思います。

【委員】 〇〇さんがこれの問題に対していろいろ対応してくださっていて、今手が挙がりましてので、ちょっと補足説明をしてくださるのかと思います。〇〇さん、よろしくをお願いします。

【事務局】 御質問、御指摘ありがとうございます。

木造の階段、バルコニーと同様だと考えれば、確かに〇〇のおっしゃったとおり、防水の技術が進んでおりますので大きな問題はないのかもしれませんが、防水層の立ち上げが階段の場合にはなかなか取りにくいですとか、そういった事情もありますので、指針等でこれから示していく内容について、確実にやっていただいても100%かどうかという、私は、これは個人的な意見かもしれませんが、なかなか100%というのは難しいと思っています。それで点検をきちんとしていただくというのとセットで、二度とこういう事故が起きないようなことを目指して、検討したところでございます。

そういう回答でよろしいでしょうか。

【委員】 ありがとうございます。よろしいと思います。コメントありがとうございます。ほかに御意見、御質問がある方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

これ、言っていないかどうか分かりませんが、私の個人的な感覚としては木造屋外階段という用語に関しては、多少こういう言葉の使い方をしていいかなと思っているところもありますけど、今日の資料1で木造屋外階段の定義を4ページでしていただいております。4ページ、右上に木造屋外階段として、「一部又は全部の部材（仕上げ材等を除く。）が木材により構成されるもの」ということで、今回の対象としているということだと思います。それも御理解いただけたらと思います。

ほかにいかがでしょうか。特段、手が挙がっていないようですので、それでは説明を受

けて、この方向で進めていくということで、事務局のほうにお願いしたいと思います。異議がもしございましたら挙手をお願いしたいと思いますが、特段意見がなかったのでこの方向で進めるということでよろしいでしょうね。ありがとうございました。

それでは、そのように今後の対策等を進めていただきたいと思います。

それでは、次の議題に入りたいと思います。

続きまして、(2)の特定行政庁より報告を受けた建築物等事故について、これは毎回のことだと思いますけれども、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 ○○と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。資料2に基づいて説明させていただきます。

委員の皆様にはA3で配らせていただいた資料でございます。資料の2、特定行政庁より報告を受けたという建築物事故の概要でございます。

前回の部会から多少時間がたったということで、新しい事故報告が上がってきたもの、また、前回から引き続き対応しているものについて御説明をさせていただきます。

ページ進みまして、リストになってございます。事故内容として、まずは部材の落下に関する事故から御説明をさせていただきます。左側の番号に基づいて御説明させていただきます。

まずは1番、東京都内の店舗等の事故でございます。3階建て店舗の北側外壁のモルタルが崩落して、隣接住宅の窓が破損したという事故でございます。こちらについては、前回も説明はさせていただきましたが、外壁モルタルの支持部材の腐食及び台風の影響で落下したものと考えられております。

こちらについては再発防止策として、まずは、落下のおそれのあるモルタルを撤去した上で、飛散防止のメッシュシートを設置してございます。その後、特定行政庁から、北側以外の外壁に対する保安上必要な措置を命令してございます。これを受けて、所有者にて当該建築物を解体予定としてございます。

こちらについては、定期調査の対象でございます。3年ごとの定期調査ということになってございましたが、平成29年直前は未提出だったということでございます。

次に、2番に進ませていただきます。沖縄県内の共同住宅ということで、地上4階建ての共同住宅において、3階の外部廊下のRC製の床及び手すりの一部が崩落したという事案でございます。こちらについては、築後約45年たったということでありまして、建築物の老朽化によるものと考えられてございます。こちら先ほどの事案と同様、使用

禁止命令をかけて、居住者が全員退去したという状態でございます。飛散防止用ネットを設置してございまして、所有者に対して特定行政庁から、当該建築物の補強または除却が完了するまで継続的に指導を実施しているところでございます。こちらについては定期調査の対象外でございました。

3番でございます。山口県内の店舗、店舗2階のはね出し部分が崩落して、隣地の駐車場に落下したという事案でございます。こちらについては、築後約70年たっていたということでございます。落下のおそれのある部材を撤去して再発防止を図ってございます。

4番については北海道内の駐車場でございます。前回もこちらも説明させていただきましたが、駐車場の2階外壁の装飾用の御影石パネル6枚が、敷地内及び歩道に落下したという事案が、令和2年の9月に発生しました。

これまでの対応のほうに行きますけれども、その後、施工図と異なる固定となっているパネルが12か所確認されました。落下した石材についても、施工図どおり施工されていなかったものと推定されておりました。

ということで再発防止策の欄にいきますけれども、同様の施工状態となっていた箇所の修繕工事を実施した。また、落下した箇所と異なる外壁部で、工事が同時期であるものの点検を実施したところでございますが、その後また2回目の事故が起こっております。駐車場2階外壁の最下部の装飾用御影石パネル1枚が、敷地内にもう一度落下したということで、さらに調査をしたところ、当該の1回目の事故の後に、パネルを取り外して点検を実施しておりました。それを再度取り外してから点検して取り付けた際に、パネルの下部に力がかかり、ひび割れを起こしたことによるのではないかと推定されております。

そういうことが発生しましたので、所有者のほうで検討した結果、現在の収まりでは、力をかけずにパネルを取り付ける方法がないと判断して、悪化した箇所と同種の外壁部については、装飾用の御影石を撤去したということでございます。

次に、5番に進ませていただきます。神奈川県内のスポーツクラブの屋内プールで、空調のダクトが落下したという事案でございます。ダクトを天井からつる金属製のバンド、これはダクトバンドと呼びますけれども、こちらが腐食により破断したものと考えられております。

これを受けてプール内のダクトを全撤去してございます。市内の他のプールに同様のダクトがないかというのは確認されたということでございます。

6番、大阪府内の中学校のプールの更衣室、天井からコンクリート片が落下して、生徒

の側頭部に当たったということでございます。こちらについては築後45年ということで、コンクリートが中性化して、コンクリートを剥離・落下させたものと考えられてございます。一旦、応急的に施設の使用を停止した後に、施設を解体したとのことでございます。こちらについては、定期調査の対象でありましたが、平成30年のときは指摘がなかったということでございます。

7番、沖縄県内の店舗に進ませさせていただきます。鉄筋コンクリート造の屋上のひさしが崩落して、その一部が駐車中の車に落下して、車内にいた2名が軽傷を負ったという事案でございます。こちら築後約25年ということで、経年劣化によりコンクリートに亀裂が発生し、雨水等が浸透し、鉄筋が腐食膨張したと考えられております。

再発防止策に関しては、崩落部分及びその周辺のひさしを撤去したとともに、特定行政庁から所有者に建物の定期的な調査・確認など、適正な維持管理を行うように指導したとのことでございます。定期調査の対象でしたが、平成29年、令和2年ともに未提出だったということで、こちらもこのようなことが原因につながった可能性があるのかと考えてございます。

8番に進ませさせていただきます。東京都内の共同住宅、こちらは先ほど議事1で御説明した八王子の事案でございます。省略させていただきます。

9番、群馬県内のホテルでございます。ホテル7階居室の縦滑り出し窓から6歳の子どもが転落したということで重傷を負ってございます。こちらについては、窓の床面からの高さが68センチだった、多少低かったということと、あとベッドが窓と隣接していたということございまして、家具の置き方等にも問題があったのではないかと考えてございます。

再発防止策に関しては、転落危険性について周知する貼り紙を取り急ぎ各部屋に貼り付けした後に、今、窓の改修を検討しているとのことでございます。こちらについて定期調査の対象でしたが、令和2年の調査は未提出だったということでございます。

次に、建築物の倒壊等、10番に進ませさせていただきます。大阪府内の空石積み擁壁が崩壊して、2棟の住宅が崖下に落下したという事案でございます。人身被害はなかったとのことでございます。擁壁が古いと見られておりまして、航空写真によると昭和17年のときからもう既にあるように見えましたので、それより前からあると推定しております。そのため、原因を特定するための情報が不足しており、調査が継続できないという状況でございます。

再発防止策については、取り急ぎ落下の危険のある家屋を撤去しております。擁壁のさらなる崩壊を防ぐために、法面養生シートを設置して保護しているとのことでございます。

事故内容、その他11番に進ませていただきます。沖縄県内の倉庫でございます。倉庫入り口の扉が、それを閉める際、倉庫の内側に扉が倒れ、作業員が下敷きになって死亡されております。こちらについては倒れた扉を撤去して転倒対策を施した仮設扉を設置しているところでございますが、詳細はまだ調査中ですので、また、別途、次回以降の部会に御紹介させていただければと考えております。

私からの説明は以上になります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

【委員】 ありがとうございます。ただいまの11件の事案について御説明いただきましたけども、御質問、御意見があれば、また、手を挙げる機能を使っていたかと思えます。いかがでしょうか。〇〇、お願いいたします。

【委員】 ありがとうございます。資料のNo6の天井の案件ですが、定期点検の方法というのがどうなっていて、見直されたのか、その時点では問題がなかったのか分かりませんが、直近の検査でも何の指摘がなかったのかについて、状況をお伺いしたいと思えますが、よろしく申し上げます。

【事務局】 大変恐縮ですが、その情報は特定行政庁から取り寄せておりませんでしたので、また、後ほど別途回答させていただければと思えますが、よろしいでしょうか。

【委員】 了解しました。よろしく申し上げます。

【委員】 これはプールじゃなくて更衣室ですから、天井はそんなに高くないところだったから、逆に言うとちゃんと天井を見れば、浮いてるなとかいうことは分かった可能性もあったということかなと思えますけれども、〇〇、ありがとうございます。

続いて、〇〇、お願いいたします。

【委員】 ちょっと教えていただきたいんですけども、今回特に定期調査で未提出というのがそこそ目立つなと思ったんですけども、これは何も罰則とかはないんですか。

【委員】 御返答をお願いいたします。

【事務局】 提出しないで罰則があるということですが、まずは、特定行政庁では督促をするというのが普通行われておりまして、督促しても提出されないという事態は時々あると聞いております。

あえて言いますと、1番の東京都内の店舗については、督促がされていなかったと聞いて

ておりますが、それ以外で未提出と記載している7番の沖縄県内店舗、また9番の群馬県内のホテルについては、督促はしていたものの提出されていなかったというように聞いてございます。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。

【委員】 ○○、よろしいでしょうか。かなり広範囲を網羅する制度ですので、どうしてもそういうところ、100%にはできないということかなと思います。○○、御発言をお願いします。

【委員】 ○○です。ちょっと聞き逃したのかもしれませんが、事例No.5の屋内ブールの空調ダクトの落下というのは、右端を見ると天井からつるされたダクトバンドで留める構造だったということなんですね。だから、そこは目視可能か可能でないか、ぎりぎりのところだという状況だったのかなと思いますが、だとすると定期点検でもダクトが裏側だと、よっぽど頑張れば見えるかもしれないけど、なかなか点検できないということかなと想像していますが、何かもう少し情報が分かれば教えてくださいというのが1点目。

6番について、コンクリート片が落下ということですが、危ないことは変わらないのですが、コンクリート片が落下するというのは、結構日常的には大ごとだし、珍しいと思うんですが、よく起きるのはコンクリートのはりの下のモルタル面が剥離して落下ということが、どちらかという頻度としては高いような気がしておりますが、その中がコンクリートそのものだったのかとかいうのが、もうちょっとはっきりしたほうが、後々事故例として記録するには大事なポイントかなと思ったものですから、もし分かれば教えてください。

以上です。

【事務局】 ありがとうございます。まず6番の学校のほうから御説明させていただきますが、写真を確認させていただいたところ、鉄筋まで見えているような状態でしたので、落下後の天井を見たところ、鉄筋がもう見えているということなので、モルタルのみではなくてコンクリートの一部も落下したというところでございます。

5番のダクトとの関係ですけれども、それなりにやはり高い現状がありますので、双眼鏡などを使えば目視がどうにかできるかなというぐらいの場所にあったと考えてございます。もう少し詳細な情報ということでしたので、少しお伝えしますと、ダクトがまずつりボルトで天井からつり下がっていて、それをダクトバンドという丸い部材でダクトを挟むような形で留めておりました。そのダクトバンドの一部が、ダクトバンドで留めている場

所というのが何か所かあるんですけども、そのうちの一部、1つが腐食が進んでいたということで、その腐食が原因ではないかというように考えたところでございます。

私から取りあえずお伝えできる情報は以上になります。

【委員】 よろしいでしょうか。ちょっと私、感想的に申し上げますけども、5番に関しては点検のもともと対象外ですけども、維持管理の点検の問題というよりは、塩素が含まれているプールの屋根にそういうさびるものを使うこと自体が、僕は設計として間違っていたんだと感じます。ステンレスか何かでちゃんとやっておくべきだったことだと思います。

6番に関しても、やはりプール自体ではないんだけど、プールとつながっている更衣室で、そういう塩素とかそういうものがあるし、湿気が非常に高い状況の場所ですから、コンクリートが中性化というより、中性化しなくても鉄筋がさびるかもしれない。中性化してでしょうかね、鉄筋がさびて爆裂的にコンクリートが落ちたということなので、やはりプールに関する設計の注意が、建築士に浸透してない面が多少あるのかなという気が、これは感想ですけども、いたします。

ほかに御質問、御意見ありますでしょうか。〇〇、お願いします。

【委員】 〇〇です。定期調査報告の間隔について、ちょっと気づいたので何点か聞かせてください。

質問が集中している6番なんですけども、コンクリート造で築45年。その築年数の建物について、調査の報告の間隔を短くする必要はないのかなということを少し思いました。新しいうちは間隔が長くてもいいとして、築30年とか築年数が増えた段階から間隔を短くするという事は考えられないかと、そういうことです。

それから、転落事故のことで、例えば9番なんですけども、前回のこの会議でも転落事故のことはかなり皆さん活発に意見を言われていたと思うんですけど、これが2年です。この転落事故の原因というのがフェンスとかの構造的な問題ではなくて、椅子をそこに置いていたから子どもが上ったとか、そういう使い方の原因で起こる事故だったような気がします。事故の多さから考えるとこれは毎年でもいいのではないかと、注意喚起を促す上で、構造的なものだけじゃなくてその周辺に危険なものはないかと、そういうのは毎年でもいいのではないかなと少し思いました。

それから10番の擁壁なんですけども、これは定期調査の対象外なんですね。ブロック塀の事故も問題になったので、同じようにこの擁壁というのも対象にしてはどうでしょう

か。道を歩いているとはらみ出したり、割れが入っている石積みの擁壁をよく見かけるんですけれども、これも調査対象にしなくてはいけないのではないかとか、そういうことを思いましたが、いかがでしょうか。

【委員】 御意見ありがとうございます。多分、今回の報告の個々にというよりは、制度としてこういうことでいいのかどうか。例えば車の車検ですと10年超えると毎年ですか、そういうふうな制度になっているので、建築もそういうことを考えたらいいのではないかという御提言と私は受けましたけれども、事務局のほうから御返答があればお願いします。

【事務局】 ○○です。先生方、いろいろ御指摘ありがとうございます。○○の御意見も含めて、一連コメントさせていただきますが、具体的な御質問で言うと、定期報告についてはその点検というか、調査周期は特定行政庁が定めるということになってございますので、その状況に応じてやっていただくと、周期を設定していただくということは制度上は可能でございます。

あと今回御報告したいろんな事故について、今日気になる点を御指摘いただきましたので、これらの事故情報自体は公表して、注意喚起をし、研究所のほうでも少し違う形で整理して、公表して注意喚起しておりますけれども、それに加えて我々のほうでもいろいろな機会がありますので、建築物防災週間など啓発の機会もありますので、そういった機会もとらえて、やり方は考えますけれども、こういう事故もあるので、いろんな面で注意してくださいということを広く注意喚起していきたいということで思っております。

取りあえず以上です。

【委員】 ありがとうございます。よろしいでしょうか、○○。大変将来を見た御提言が含まれていたと思います。ほかに御意見、御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今御報告いただいた11件ですけれども、そのうち2件が調査中となっていて、ほかが調査終了となっております。この調査終了と記載したものについては、調査終了ということでよろしいでしょうか。もし異議がございましたら、手を挙げていただきたいのですけれども、御意見もいただいたので、そういう結論でよろしいかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。2件についてはまだ調査継続ということになります。ありがとうございます。

それでは、議事は終了しまして、あと報告が2件残っております。まず、最初の報告をいただくのは、千葉県北西部を震源とする地震における被害状況等についてということで、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】 ○○と申します。よろしく申し上げます。

エレベーターの特に閉じ込めの関係、先に起こりました、令和3年10月7日の千葉県北西部を震源とします地震につきまして、その状況をお知らせしたいと思います。

資料1ページでございますが、この日時、22時41分、最大震度5強という地震でございました。ここに閉じ込め等の件数を総括して掲載しております。

ここで1点訂正がございます。事前にお送りした資料におきましては、故障・損傷の件数39件と記載をしておりましたが、恐縮ですが38件が正しい数字ですので、御訂正をお願いいたしたいと思っております。同じく5ページの方にもまた39件が38件というところが出てまいります。2か所訂正させていただきます。失礼いたしました。

こちらのエレベーターの被害状況につきましては、基本的にはこのエレベーター保守業者の大手5社の分を集計、ヒアリングなどをしつつ集計をしたものでございます。

次いで2ページのほうでございます。まず1つは都道府県別で見たところ、やはり震度5を超えたところで閉じ込めは発生していたということでございます。それと右側でございますが、今回は恐らく午後10時台の発災ということもありまして、住宅や事業所という不特定多数の者が使わない用途のところが多かったというのは幸いなことであったのかなと思っております。

続きまして、3ページでございます。閉じ込めの発生の原因でございます。最も多かった原因が、安全装置である戸のスイッチが一時的に開いたことによって、戸が開いていると認識して止まったというものが10台で、最も多い原因でございました。次いで多かった2つにつきましても、地震計が、高ガル、強い揺れを感知して止まったというもの。あるいはかごが異常な上昇、あるいは下降し、速度が超過しているようなものを検知する安全装置が作動をして止まったというものがこの大半を占めておりました。

続きまして、4ページでございます。この閉じ込めの原因を見たときに、最も多かった「戸スイッチの一時的な開路」というものにつきましては、リスタート運転機能という、最近と申すでしょうか、ここ10年、15年ぐらいで導入されてきている機能がついておりますと、自動で戸スイッチが復帰をしていることを確認して、再度、かごが動き出すと、そのような機能でございますが、こういったものがついていたものに関しましては、

先ほどの10件の中には含まれていなかった。逆に言いますと、この10件全てがリスタート機能がないものでストップをしているということでもありますので、やはりリスタート機能が閉じ込め解消には一定寄与しているということが確認されたということでございます。

次に、救出の状況であります。3時間以内で全件、25件の閉じ込め全て救出をされております。また、その救出をした者がどういった方かといいますと、ほとんどがやはりエレベーターの保守事業者の手による救出であったということでございます。

次に、運転停止でございます。停止したエレベーターは8万台弱ございましたけれども、ほぼ全てがいわゆる地震時管制運転の機能、P波を感じると最寄り階に行こうとする機能であります。こちらが作動しまして、最寄り階に着いてちゃんと扉が開いて、もし中に乗っている方がいらっしゃれば、ちゃんと外に出れる状態で停止をしたというものがもうほぼ全てでございました。

次に、停止の復旧の状況ですが、ほぼ全て48時間以内に復旧しております。若干48時間超過したものもございますけれども、所有者の方が2日後、3日後でいいからと作業日時を指定したことや、あるいは故障をしてしまったので修理に時間がかかったというものであります。

次に、故障・損傷を取り上げたところでございます。こちら38件でございますけれども、その内訳として最も多かったのは、「釣合いおもりの脱レール」でございます。これらの故障につきましても、今回の地震におきましては、何らかの安全装置が機能して運転停止をするということで、人身事故につながるような異常な動きはなかったということになります。

また、この故障の中で最も多い釣合いおもりの脱レールをはじめとしまして、これまでにやはりこういった地震時によくある事象につきましては、建築基準を強化をしておりますけれども、今回、被害が起きているものを見ますと基準強化前のもの、いわゆる既存不適格のものが全てでございました。ですが、既存不適格のものではこういった故障による停止などが起き得ますので、引き続き改修を促していきたいと考えております。

次に、各社の非常態勢、どちらかというとそのソフト面といいたしめようか、事業者の動きのほうでございます。震度5強が今回は23区内でも足立区だけという状況もありましたので、5社のうち災害対策本部設置したのは2社、残る3社は各支店でしっかりと対応ができることを確認した上で、本部設置をしないで大丈夫という判断をしていたと聞いて

おります。

それから次ですが、他の事業エリアからの応援を受けたのも2社、それとどうしても地震がありますと公共交通機関が動かなくなることがありますが、その代替手段としてオートバイや自転車などを活用したというところが4社ございました。

最後のページになりますが、いろいろエレベーターの地震対策、この表の左側のほうに項目として挙げさせていただいておりますが、こちらにつきましては、私どもも通知を發出するなどしながら、特に閉じ込めの事案が顕著でありました大阪北部地震、こちらでは300件を超える閉じ込め事案が発生しておりますが、大阪北部地震以降、いろいろ対策を促してきているところではありますが、今回の地震時ではどうだったのかというのを、この5社に聞き取ったものをまとめたのがこの表でございます。

上からいきますとリスタート機能につきましては、これは申し訳ないんですが、大阪北部地震の際にはちょっと我々も具体的な数値は押さえてなかったんですが、各社ともその後も導入を促してきており、現在では約32%、3割強がリスタート運転機能がついているということでもあります。

それと先ほど申し上げました公共交通機関に代わる代替移動手段につきましても、各社でかなりしっかりと導入をしている。4社では、実際に今回の地震でも活用したとのことでございます。それとなかなか保守員、保守作業員だけでは賄い切れないという事態も想定して、消防機関の手助けを借りるという発想から、消防機関への研修も進めてきているところではありますが、こちらも引き続き開催をしていると聞いております。

それと次ですが、優先順位をつけて、復旧をしていくということでございます。北部地震以降各社やはり優先すべきもの、物件についての考え方を一度見直しをされていると聞いております。その見直したものに沿って、今回の地震でも対応いただいていると聞いております。

次に、1ビル1台復旧の考え方であります。こちらもお阪地震以降、各社が内規に反映をしております。本地震においても働きかけを行い、一部の建物では相談の上実施されております。

最後になります。故障・損傷の対策でございます。大阪北部地震のときには既存不適格以外のものにつきましても、実は被害が、故障などが生じておりましたが、今回の地震におきましては、さきに申し上げましたように既存不適格のもの、故障・損傷が起きたのは既存不適格なものが全てでございました。それと私どもこういったエレベーターの改修を

進める後押しとしまして、補助制度を行っておりますけれども、こちらも拡充をしながら、さらにエレベーターの改修が進むようにと、進めているところでありますという最後は御紹介でございます。

私からの御報告は以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見がある方、お手をお挙げください。〇〇、お願いします。

【委員】 御説明ありがとうございます。〇〇でございます。

前回の大阪の北部地震との比較を今回されておりますけれども、その前回の議論の中で、交通渋滞の件が1点と、それから、通信網の輻輳の件が大きく指摘されていて、議論をした記憶があるんです。今回交通渋滞の面では対応策が取られていて、よくそれが機能しているということが分かったんですけれども、この通信系の輻輳、つまりかごからセンターへとか、それからあとセンターから現場作業員へのというところの輻輳で、随分と遅れてしまって、たしか前回は5時間以上閉じ込められたケースがあったと思ったんですが、今回それが分析されていないのは、その問題はしっかりとクリアされたからなんでしょうかというのが1つ目の質問です。

もう一つは、最初のほうで閉じ込めの発生状況で、発生原因として、たった1人なんですけれども、乗客の操作ミスというのが1名と書いてあったんですけれども、かごに乗っている乗客さんが何かしらのことをしてしまって、かごに閉じ込められる状況って起こり得るシステムなんですか、そこら辺はどうなんでしょうか。簡単にそれが起こっちゃうんだと何かちょっと怖いなと思ったんで、その2点を教えてください。

以上です。

【委員】 御質問ありがとうございます。御返答をお願いします。

【事務局】 私のほうからお答えさせていただきます。

1点目の通信の輻輳でございますけれども、各社に聞き取ったところによりますと、今回大きな問題はなかったと聞いております。実際閉じ込め解消を3時間以内に全部できたというのも、そもそも閉じ込めがあったというのを覚知する、知ることも通信の輻輳などがなかったために速やかに行われたと、今回ヒアリングなどでは聞いております。資料になくて恐縮ではございますが、そのような状況でございます。

もう一つの操作ミスでございますが、これも我々も同じ問題意識がありましたので、事業者に聞き取りをしたところ、保守をやったことがある方がたまたま乗車というか、乗っ

ておられたということですので、一般の素人の方が操作できないようなことをスキルとして持っている方、持っているのに、誤った操作をしてしまっているんですけども、そういった方だということで聞いておりますので、御懸念のような一般の方が簡単に操作するようなエレベーターの構造にはなっていないと聞いております。

以上でございます。

【委員】 ありがとうございます。〇〇、よろしいでしょうか。

【委員】 ちょっと追加というか、もう一回確認したいんですが、新たに通信網を、こういうときのために何か特別なものをつらえたということではなく、今回の地震は5弱、大阪よりは低いんですね。そういうことから輻輳しなかったのか、どちらなのでしょう。現状のシステムのままの通信網が特殊な、皆さんが何か考えているから起こらなかったのか、もし情報をお持ちだったら教えてください。

以上です。

【委員】 お願いします。これは対策という意味では、過去の大阪の事例が生きたかどうかの重要なことですので、御返答お願いします。

【事務局】 各社全て聞き取れてないところはありますけれども、1つは今御指摘いただいたように、そもそも通信インフラの被害が小さかったというのは、多分にあったのではないかと考えておりますが、通信の根本的なところの解決ではないのかもしれませんが、各社の取組ベースで、幾つかの会社では、その現場の保守員との連絡態勢といたしましょうか、そういったところに今まで電話なんかでやっていたものを、しっかりアプリを導入をして、行くべき場所をマップで示したり、あるいはリストで示したりというアプリの開発など、特に保守員との、現場にいらっしゃる保守員の方々との連絡をスムーズにするための工夫を、今取られている、あるいは取ったということが何社かございました。

【委員】 よろしいでしょうか。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 あと1ページで分かるように、今回の地震、かなり局所的な地震だったために通信の問題も広範なトラブルが起きないということだったのかなと思います。この絵を見ると、何で千葉県北西部を震源とするというのか、震源がそうなのでしょうけども、千葉県ではあんまり事例が出ていないぐらいの話で、少し不思議ではありますけれども、これは気象庁か何かがお決めになることなのでしょう。

よろしいでしょうか。ほかに御質問、御意見、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

日本のこういうエレベーター閉じ込め対策というのは極めて世界的に見ると優れた状況になっているのかなという気がしますけども、さらに、いろいろリスタート機能とか改善が進んでいるということがうまく機能したということかと思えます。ありがとうございます。

それでは、2番目の報告に移りたいと思います。流域治水関連の取組について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 ○○と申します。資料4に沿って流域治水関係の取組。特に浸水被害防止区域という建築規制を行う仕組みが導入されましたので、それについて御紹介させていただこうと思います。

特定都市河川浸水被害対策法という法律がございまして、これは平成11年とか15年とかの福岡の水害ですとか、そういったものを踏まえて平成15年に成立した法律になってございます。

昨今東日本台風ですとか昨年の7月豪雨、そういった水災害が激甚化・頻発化しているということ。それからまた、今後の気候変動の影響によって水災害の外力が上がると。そういったことを踏まえまして、従来のハード整備による水害対策だけではなくて、あらゆる関係者が協働して取り組むような流域治水というのが必要なんじゃないかということで、成立した法律ということになってございます。

法律の概要としまして、下に4つ示させていただいておりますけれども、1つ目、流域治水の計画・体制の強化ということで、現在、特定都市河川ということで8水系指定されておるんですけれども、その水系、河川の拡大、流域水害対策計画を活用する河川を拡大すると。

それからまた、この国、都道府県、市町村等の関係者が会する協議会を創設して、そういったものを流域水害対策計画に位置づけるという、そういった改正がなされてございます。

それから従来の氾濫を防ぐための対策ということで、堤防整備等のハード対策をさらに推進するとともに、雨水貯留対策を強化しようといったような、できるだけ氾濫が起らないようにといったような対策が2ポツ目で書かれてございます。

それから、こちらが特に本日御説明したい部分になりますけれども、被害対象を減少させるための対策ということで、いわゆる氾濫が起こったときでもまちづくりとの連携、住まい方の工夫ということで、できるだけ被害を最小限にするといったようなところで、今

回、浸水被害防止区域というものを創設しまして、住宅ですとか要配慮者施設、そういったものの安全性を都道府県知事等が事前に確認して、許可をするといったような制度が導入されてございます。

それから4ポツ目としてハザードマップの作成の範囲が拡大するですとか、そういった被害の軽減、早期復旧・復興のための対策が位置づけられてございます。

この法律がちょっと前後しましたけれども、今年の5月の通常国会で成立しまして、二段階施行ということで、今年の11月1日から全面施行しているところでございます。

浸水被害防止区域制度について、次のスライドで詳細に説明させていただきます。高齢者施設ですとか住宅ですとか、そういった施設について、要配慮者の方をはじめとする人の生命・身体、そういったものを保護するという観点で、「浸水被害防止区域」を都道府県知事が指定するということになってございます。

その浸水被害防止区域として指定された部分については、開発規制・建築規制が措置されることになってございまして、建築規制について申し上げますと、住宅、それから要配慮者施設の建築行為をする場合には、2点、居室の床面を基準水位以上としてくださいといった基準。それから、洪水等の水圧に対して安全な構造としてくださいといった基準を満たしているかどうかを、都道府県知事等が事前に審査すると。その審査した上で許可をするということで建てられるという仕組みになってございます。

といったことで宅地をかさ上げしていただいたりとか、ピロティ構造にいただいたりとか、浸水しにくいような、また、洪水等の水圧に対して安全なものといった建物にさせていただく必要がございます。

具体的なその水圧に対して安全な基準としまして、こちらの国土交通省の告示という形で決まっておりますけれども、水圧がかかったときに建物が損壊しないように、それから転倒しないように、また滑動しないようにといったような観点で、それぞれ構造計算をやっていただくといったような基準が定められてございます。

類似の基準としまして、平成24年に成立した津波防災地域づくり法に基づきまして、津波に対する構造安全性の基準というのがあるんですけれども、それと若干比較しながら御紹介していきますと、今回の特定都市河川法の基準につきましては、再現期間数十年、区域によって少し異なると伺っていますけれども、数十年に一度程度の水害で発生する水圧を考慮している。一方で、津波法の場合は再現期間1,000年、いわゆるレベル2の津波を想定して安全性を確かめていただくということになってございます。

そういうことで外力の設定方法ですけれども、いずれも都道府県知事が定めるんですけれども、洪水等の場合は洪水等の流速、それから水深、最大の外力がかかるときの流速と水深をそれぞれ地域ごとにエリア区切って定めていただくということになってございます。津波の場合は、当時水深だけだったという状況でございます。

こういった外力に対して、上で紹介したような損壊、転倒、滑動しないといったようなことを確かめているといったような基準をこの告示の中で定めたというところでございます。今後、浸水被害防止区域が各地で指定されて、指定されたところでこういった住宅等の建物が建てられるときに、この許可制度が運用されるということになることが予定されてございます。

それに当たって、国土交通省内の水部局等とも連携しまして、ガイドラインをお出しするとか、それからまた、この告示の詳細について周知していくと、そういった活動をしていくことを予定してございます。

資料の説明については、以上になります。

【委員】 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

今までよりも守備範囲が広がったというか、住宅局でも特に住宅の建設に関わるかと思えますけれども、こういうことが入ってくるということで、〇〇、御発言をお願いします。

【委員】 〇〇ですけれども、よろしいでしょうか。ちょっと教えてほしいんですけども、今ちょうど見えているところのスライドで、流速と水深から計算というのが外力の評価のところを書いてありますけれども、これは従来のハザードマップで出ているような水深とは違うだろうし、それから、ハザードマップであまり流速というものは出してないと思うんですけども、こういうものはそれぞれの自治体で個別に計算されるなり何なりして、この数十年に一度の洪水に対応するような、対応なされることになると、今後これからそういうふうにされるという理解でよろしいのでしょうか。

【委員】 御返答をお願いします。

【事務局】 御質問ありがとうございます。確かにここで書いている流速ですとか水深ですとか、こういったものは現行のハザードマップでも規定されてございませんし、また、ハザードマップで規定されているものは、数十年に一度の洪水というよりも、もっと再現期間の長い洪水を想定していると伺ってございます。

今回のこの流速、水深については、浸水被害防止区域を定める、指定する都道府県のほ

うで、個別にエリアごとに計算した結果を流速、水深ともに定めていくという対応になる
うかと思います。

【委員】 そうすると、ちょっとまだ時間がかかりそうということですか、そういう
準備ができるまでには。

【事務局】 今からそれぞれの自治体さんで御検討いただいて、さらにシミュレーショ
ンというか、計算をしていただいて定めていくということになりますので、一定の時間は
かかろうかと思います。

【委員】 分かりました。施行はされたけど、外力を設定するのはまだ時間がかかる
だろうということ。

【事務局】 そうですね、施行がされたので、浸水被害防止区域を指定できるようにな
ったという状況でございます。

【委員】 できるようになったけど、今すぐにぱっとできるという状況にはまだなっ
てないと。だから、時間がかかるということですね。

【事務局】 それぞれの自治体さんが検討されていくと。

【委員】 これ、ガイドラインか何かないと、本当に相当大変そうなことだとは思
いますけれども、以上のようなことのようにです。〇〇、ありがとうございました。

ほかに御質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。こういう取組もされていると、
災害防止に向けてということで説明を承ったということになります。

今日の議事はこれで全て終了しましたけれども、ここまでで全体通して何か御発言され
たいことがあれば、手を挙げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろし
いでしょうか。

それでは、その他、事務局から何かあればお願いいたします。

【事務局】 事務局の〇〇でございます。本日の議事録につきましては、追って委員の
皆様に御確認をいただくため、後日御連絡をさせていただきますので、よろしくお願
いいたします。次回の部会の開催につきましては、改めて連絡・日程調整をさせていただきます。

事務局からは以上となります。

【委員】 ありがとうございました。それでは、ここで進行を事務局にお返しいたし
ます。議事の円滑な進行に御協力いただきまして、大変ありがとうございました。

【事務局】 本日は長時間にわたる御審議ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の部会を終了させていただきます。画面右上の退出ボタンをクリックしていただき、各自、この会議を終了していただければと思います。

皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

— 了 —